

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月31日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第20号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第13条第1項第8号及び第2項第1号中「その他の人事」を「分限及び懲戒」に改める。

「教職員課

人事主事室

福利係

第16条中 給与係 を「教職員課」に改め、「中高一貫・新設中学校開設準備室」を

企画係 人事主事室」

人事係 」

「養護育成課

「総合育成支援課

削り、指導主事室 を 指導主事室 」に改める。

養護育成係

総合制養護学校開設準備室」

第17条指導部の款学校指導課の項第4号を削り、同款養護育成課の項を次のように改める。

総合育成支援課

(1) 障害のある児童及び生徒の教育の振興に関すること。

(2) 障害のある児童及び生徒の教育の指導に関すること。

第19条第2項を次のように改める。

2 事務局に教育政策監、教育企画監、理事又は子ども安全統括官を置くことがある。

第19条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「、係に係長」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項及び第7項を2項ずつ繰り上げ、同条第8項中「副室長及び」を「室長補佐、副室長又は」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「、中高一貫・新設中学校開設準備室及び総合制養護学校開設準備室」を削り、同項を同条第7項とし、同条中第10項を第8項とし、第11項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 体育健康教育室に、子ども安全課長、保健課長、体育課長、給食課長及び中学校給食課長を置く。

同条第12項の表中

総務部調査課	調査学事係長 学校経理係長 就学援助係長	」を
--------	----------------------	----

総務部調査課	調査学事係長 学校経理係長 就学援助係長	
総務部教職員課	福利係長 給与係長 企画係長 人事係長	

総務部教育環境整備室	管理防災係長 用地係長 施設整備係長 校地整備係長 設計係長 建設計画係長	」を、
------------	--	-----

総務部教育環境整備室	管理防災係長 用地係長 施設整備係長 学校冷房化推進係長 校地整備係長 設計係長 建設計画係長	」に、
------------	--	-----

指導部学校指導課	初等教育係長 中学校教育係長 高校教育係長	」を
----------	-----------------------	----

指導部学校指導課	初等教育係長 中学校教育係長 高校教育係長	
指導部総合育成支援課	総合育成支援係長	

生涯学習部家庭地域教育支援課	家庭地域教育係長	」を
----------------	----------	----

生涯学習部家庭地域教育支援課	家庭地域教育係長 みやこ子ども土曜塾推進係長	」に改め、
----------------	------------------------	-------

同項を同条第11項とする。

第20条中第18項を第19項とし、第7項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「担当課長」の右に「(前条第10項に掲げる課長を含む。)」を、「担当課長補佐」の右に「、室長補佐」加え、「前条第12項」を「前条第11項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 子ども安全統括官は、上司の命を受け、児童及び生徒並びに学校の安全に関する事務について、連絡調整を行い、事務を処理する。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)